



鳥取県公報

平成13年 8月 7日(火)
第 7 3 0 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (55) (職員課)	1
告 示	基本測量の実施 (464) (管理課)	4
	公共測量の実施 (465) (")	5
	電線共同溝を整備すべき道路の指定 (466) (道路課)	5
	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更 (467) (都市計画課)	5
選管告示	選挙管理委員会の招集 (63)	6
監査委員 告示	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 (1)	6
調達公告	一般競争入札の実施 (管財課)	6
	一般競争入札の実施 (管理課)	10
正 誤	平成13年 3月30日付鳥取県規則第26号中訂正	14

= 公布された規則のあらまし =

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

- 1 中海地区新産業都市建設協議会及び鳥取県自然環境保全審議会の項を削ることとした。(第18条関係)
- 2 鳥取県環境審議会の担任する事務に廃止前の鳥取県自然環境保全審議会が担任している事務を加えることとした。(第18条関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、鳥取県環境審議会及び鳥取県自然環境保全審議会に係る改正は、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例の一部を改正する条例の施行の日から施行することとした。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 8月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第55号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を該当改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。			（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略			略		
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）第6条第2項及び第3項の規定による人権施策基本方針及び人権尊重の社会づくりに関する事項についての知事に対する意見具申に関する事務	同和対策課	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）第6条第2項及び第3項の規定による人権施策基本方針及び人権尊重の社会づくりに関する事項についての知事に対する意見具申に関する事務	同和対策課
鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会条例（昭和25年鳥取県条例第43号）第1条及び第2条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務	企画振興課	鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会条例（昭和25年鳥取県条例第43号）第1条及び第2条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務	企画振興課
			中海地区新産業都市建設協議会	新産業都市建設促進法（昭和37年法律第117号）第10条の規定による新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要	

			事項の調査審議に関する事務		
略			略		
鳥取県鳥取保健所結核診査協議会、鳥取県倉吉保健所結核診査協議会及び鳥取県米子保健所結核診査協議会	結核予防法（昭和26年法律第96号）第48条第1項の規定による従業禁止命令及び入所命令並びに結核患者の医療費の県負担の申請に関する必要な事項の審議に関する事務	健康対策課	鳥取県鳥取保健所結核診査協議会、鳥取県倉吉保健所結核診査協議会及び鳥取県米子保健所結核診査協議会	結核予防法（昭和26年法律第96号）第48条第1項の規定による従業禁止命令及び入所命令並びに結核患者の医療費の県負担の申請に関する必要な事項の審議に関する事務	健康対策課
鳥取県東部感染症診査協議会、鳥取県中部感染症診査協議会及び鳥取県西部感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第1項の規定による感染症の患者又はその保護者に対する入院の勧告及び入院の期間の延長に関し必要な事項の審議に関する事務		鳥取県東部感染症診査協議会、鳥取県中部感染症診査協議会及び鳥取県西部感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第1項の規定による感染症の患者又はその保護者に対する入院の勧告及び入院の期間の延長に関し必要な事項の審議に関する事務	
鳥取県環境審議会	環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務並びに自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定による鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）及び温泉法（昭和23年法律第125号）の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに自然環境の保全に関する重要事項の	環境政策課	鳥取県環境審議会	環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務	環境政策課

	調査審議に関する事務		
鳥取県環境影響評価審議会	鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）第40条の規定による技術指針、方法書、準備書及び評価書に対する知事の意見その他の事項の調査審議に関する事務	鳥取県環境影響評価審議会	鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）第40条の規定による技術指針、方法書、準備書及び評価書に対する知事の意見その他の事項の調査審議に関する事務
		鳥取県自然環境保全審議会	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定による鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）及び温泉法（昭和23年法律第125号）によりその権限に属させられた事項の調査審議及び自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18条の表鳥取県環境審議会の項及び鳥取県自然環境保全審議会の項に係る部分の改正は、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例の一部を改正する条例（平成13年鳥取県条例第44号）の施行の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第464号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年 8 月 7 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（世界測地系への移行に伴う基準点改測作業）
- 2 作業期間 平成13年 8月21日から平成14年 2月28日まで
- 3 作業地域 米子市、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町及び名和町並びに日野郡日南町、日野町、江府町及び溝口町

鳥取県告示第465号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成13年 8月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（2級・3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成13年 7月 9日から平成13年10月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市から八頭郡用瀬町まで（千代川河口から直轄上流端まで）

鳥取県告示第466号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年 8月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	米子港線	米子市錦町三丁目105 - 2地先から同市角盤町二丁目54 - 1地先まで

鳥取県告示第467号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、三朝町大瀬第1地区土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 8月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

区 分	氏 名	住 所
変 更 前	角 本 章	東伯郡三朝町大字大瀬115
変 更 後	赤 坂 武 彦	東伯郡三朝町大字大瀬1042 - 6

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第63号

平成13年第14回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成13年8月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成13年8月20日(月) 午後1時30分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 第19回参議院議員通常選挙の結果について
 - (2) その他

監査委員告示

鳥取県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の29に規定する包括外部監査人である安田寿朗の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年8月7日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦
鳥取県監査委員 井 上 耐 子
鳥取県監査委員 中 尾 享
鳥取県監査委員 湯 原 俊 二

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
西 村 正 男	米子市旗ヶ崎九丁目26 - 19	平成13年7月31日から平成14年3月31日まで
勝 部 不 二 夫	米子市旗ヶ崎二丁目14 - 41	〃
入 江 道 憲	米子市上福原七丁目12 - 61	〃
西 村 隆 行	松江市西持田町362 - 17	〃

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年7月6日付鳥取県公報第7296号中調達公告(一般競争入札の実施について)は、廃止する。

なお、この調達公告は、一般競争入札及び公募型指名競争入札に係る制度を改正し、簡易公募型指名競争入札

を行う際の指名業者の選定の基準において一般競争入札における参加資格確認数及び公募型指名競争入札における指名件数を減点対象としている措置を廃止することとしたため、平成13年7月6日付鳥取県公報第7296号中調達公告（一般競争入札の実施について）を廃止した上で、同様の内容をこの調達公告により再公告することにより、改正後の制度をこの調達公告に係る一般競争入札について適用しようとするものである。

平成13年8月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取県警察本部庁舎新築（建築主体）工事

(2) 工事場所 鳥取市東町一丁目

(3) 工事内容

ア 本件工事は、鳥取県職員会館（鉄筋コンクリート造地上2階、地下1階、延べ床面積2,088平方メートル）の解体を行うとともに、鳥取県警察本部庁舎新築工事の建築工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事、昇降機設備工事、外構工事及び植栽工事並びに各システム工事（通信指令システム、交通管制システム、情報管理システム等）と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事対象建物規模

ア 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、地下1階、塔屋1階

イ 面積 建築面積 2,229㎡

延べ床面積 13,488㎡

(5) 工期 平成13年10月から平成15年12月25日まで

(6) 予定価格 3,760,270,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、3名により自主的に結成されたものであること。

イ 共同企業体の代表者が、最も大きな施工能力を有する者であること。

ウ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成13年鳥取県告示第211号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく一般建築工事に係る一般競争入札参加資格を有し、又は平成13年9月14日（金）までに有する見込みがあること。

エ 平成13年8月7日（火）から同年9月14日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しないこと。

オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。以下「経営事項審査」という。）の結果における建築一式工事の総合評点が、1,200点以上であること。

イ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が7,000平方メートル以上の建物の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に同種工事に従事した経験を有する者であること。

(イ) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評点が、900点以上であること。

イ 建築士法第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者を主任技術者として専任で配置できること。

3 資格に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課県庁舎整備担当 電話0857 - 26 - 7014

4 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成13年8月7日（火）から同月20日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 交付場所

3に同じ。

(3) 設計図書の入手方法

3に問い合わせること。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により共同企業体の構成員ごとの競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を持参し、2の資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

(2) 提出場所

3に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参又は郵送（書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。）とする。

(2) 入札執行の日時

平成13年9月14日（金）午後2時。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月13日（木）午後5時

でとする。

(3) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁講堂（本庁舎1階）

(4) 郵送による入札書の提出先

3に同じ。

(5) 入札保証金

免除

(6) 入札の無効

2の資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札並びに鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(8) 入札に当たっての留意事項

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めるときは、入札の執行を中止することがある。

エ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）及び入札説明書に定めるところによる。

7 入札後の留意事項

(1) 消費税等に係る届出

入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

8 契約担当部局

3に同じ。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
3に同じ。
- (3) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (4) 資料作成及び工事内容に関する説明会等は行わない。
- (5) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

10 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Construction work of the Tottoriken keisatsuhonbu chousha
- (2) The closing date and time for the submission of application and attached documents for the qualification confirmation : 4:00 PM 20, August, 2001
- (3) The date and time for the submission of tenders : 2:00 PM 14, September, 2001 (Tenders submitted by mail must be received by 5:00 PM 13, September, 2001)
- (4) A contact point where tender documents are available : Property Management Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - city 680 - 8570 Japan, TEL 0857 - 26 - 7014

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年7月10日付鳥取県公報第7297号中調達公告（一般競争入札の実施について）は、廃止する。

なお、この調達公告は、一般競争入札及び公募型指名競争入札に係る制度を改正し、簡易公募型指名競争入札を行う際の指名業者の選定の基準において一般競争入札における参加資格確認数及び公募型指名競争入札における指名件数を減点対象としている措置を廃止することとしたため、平成13年7月10日付鳥取県公報第7297号中調達公告（一般競争入札の実施について）を廃止した上で、同様の内容をこの調達公告により再公告することにより、改正後の制度をこの調達公告に係る一般競争入札について適用しようとするものである。

平成13年 8月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 一般国道183号（生山道路）道路改良工事（北ノ原トンネル）
- (2) 工事場所 日野郡日南町生山及び霞
- (3) 工事内容 本件工事は、一般国道183号（生山道路）のトンネルの工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。
- (4) 工事の規模、構造等
掘削工法：N A T M
延 長：890.236m
幅 員：7.0（9.5）m
断 面：R 1 = 5.80m（単心円）
平面線形：R 2200 直線 R 5000
縦断勾配：i = 1.095% ~ 2.5%（終点側へ上り）

掘削方向：起点側坑口より片押し施工

(5) 工 期 平成13年10月から平成16年3月20日まで

(6) 予定価格 2,695,018,200円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる基準をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体の構成員が、3名であること。

イ 共同企業体の代表者が、最も大きな施工能力を有する者であること。

ウ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

エ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が異なる場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成13年鳥取県告示第211号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく一般土木工事に係る一般競争入札参加資格を有し、又は平成13年9月14日（金）までに有する見込みがあること。

エ 平成13年8月7日（火）から同年9月14日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

オ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評点が1,200点以上であること。

イ 昭和61年度以降に工事が完了し、引渡し完了している延長800メートル以上のNATMによる道路トンネル工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績（共同企業体に係る実績にあっては、代表者として施工したものに限る。）があること。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 昭和61年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

(イ) 土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評点が960点以上であること。

イ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 資格に関する問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係 電話 0857-26-7347

4 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成13年 8月 7日 (火) から同月20日 (月) まで (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9時から午後 5時まで

(2) 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課 (東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課 (八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町 2 鳥取県倉吉土木事務所総務課 (中部総合事務所内)

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課 (西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(3) 設計図書の入手方法

鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課建設業係 (電話0859 - 72 - 2042) に問い合わせること。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により共同企業体の構成員ごとの競争入札参加資格確認申請書その他の書類 (以下「申請書等」という。) を持参し、2の資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

(2) 提出場所

3に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参又は郵送 (書留郵便 (親展扱いとすること。) に限る。) とする。

(2) 入札執行の日時

平成13年 9月14日 (金) 午後 1時30分。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月13日(木) 午後 5時までとする。

(3) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂 (本庁舎 1階)

(4) 郵送による入札書の提出先

3に同じ。

(5) 入札保証金

免除

(6) 入札の無効

2の資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに鳥取県建設工事執行規則 (昭和48年鳥取県規則第66号)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と

契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(8) 入札に当たっての留意事項

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。

エ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）及び入札説明書に定めるところによる。

7 入札後の留意事項

(1) 入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

(4) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払、同条2項に規定する前金払及び同規則第65条第1項に規定する部分払については、入札説明書のとおりとする。

8 契約担当部局

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部道路課路政係 電話 0857 - 26 - 7353

9 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

(3) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(4) 資料作成及び工事内容に関する説明会等は、行わない。

(5) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定は無い。

10 Summary

(1) Subject matter of the contract : Construction work of the Kitano-hara Tunnel

(2) The closing date and time for the submission of application and attached documents for the qualification confirmation : 5:00PM 20, August, 2001

- (3) The date and time for the submission of tenders : 1:30PM 14, September, 2001 (Tenders submitted by mail must be received by 5:00PM 13, September, 2001)
- (4) A contact point where tender documents are available : Administration Division, Department of Public Works, Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan, TEL 0857 - 26 - 7347

正 誤

平成13年3月30日公布の鳥取県規則第26号（現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 行 欄	誤	正					
2 27	除く。) 以下	除く。以下					
3 8 左欄	昭和26年	昭和25年					
" 13 "	現業職員給料表（2）	現業職給料表（2）					
" 30 "	時	とき					
" 39 "	第3条の2 新たに給料表の適用を受ける職員となっ	第3条の2 新たに給料表の適用を受ける職員となっ					
" 40 "	た者の号給は、別表第3に定める初任給基準表による	た者の号給は、別表第3に定める初任給基準表による					
" 41 "	ほか、次項の規定による経験年数に基づき給与条例の	るほか、次項の規定による経験年数に基づき給与条					
" 42 "	適用を受ける者の例によって決定する。	例の適用を受ける者の例によって決定する。					
" 46 "	全3項	前3項					
5 18 "	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">職務の級</td> <td style="width: 10%;">1級</td> <td style="width: 10%;">2級</td> <td style="width: 10%;">3級</td> <td style="width: 10%;">4級</td> </tr> </table>		職務の級	1級	2級	3級	4級
職務の級	1級	2級	3級	4級			
" 19 "	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">職務の級</td> <td style="width: 10%;">1級</td> <td style="width: 10%;">2級</td> <td style="width: 10%;">3級</td> <td style="width: 10%;">4級</td> </tr> </table>		職務の級	1級	2級	3級	4級
職務の級	1級	2級	3級	4級			
" 20 "							
7 14 右欄	、 <u>副守衛長</u>	、 <u>副守衛長</u>					